芳賀町土砂等の埋立て等による
土壌の汚染の防止に関する条例

届出の手引き

（令和７年４月１日一部改正）

芳賀町

環境課　環境政策係

目　次

○　小規模特定事業の届出をされる皆様へ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅰ　本条例における届出制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方への留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ　小規模特定事業の届出に必要な書類（チェック表） ・・・・・・・・・・・・・８

Ⅳ　小規模特定事業届等作成要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　小規模特定事業届（別記様式第１号） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第３号） ・・・・・１１
３　小規模特定事業変更届（別記様式第５号） ・・・・・・・・・・・・・・・１３
４　小規模特定事業軽微変更届（別記様式第６号） ・・・・・・・・・・・・・１３
５　土砂等搬入届（別記様式第７号） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
６　土砂等発生元証明書（別記様式第８号） ・・・・・・・・・・・・・・・・１４
７　検査試料採取調書（別記様式第９号） ・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
８　土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第１０号） ・・・・・・・・・・・・１５
９　土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第１１号） ・・・・・・・・・・・・１５
１０　小規模特定事業状況報告書（別記様式第１２号） ・・・・・・・・・・・１５
１１　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第１３号） １５
１２　小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第１４号） ・・・・・・・・１６
１３　小規模特定事業完了届（別記様式第１５号） ・・・・・・・・・・・・・１６
１４　その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
参考①（標識：例） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
参考②（車両表示：例） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

Ⅴ　条例・規則等
１　条例・規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２　土砂等の安全基準（規則別表） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
３　小規模特定事業届等の様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
４　参考 別記様式第１号（別紙）などにおける「土砂等の区分」について・・５８

小規模特定事業の届出をされる皆様へ

この条例は、不適正な土砂等の埋立て等に伴って周辺住民との間に様々なトラブルが生じている状況を踏まえて、土砂等の埋立て等の適正化を図り、有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的として、平成 18 年３月 15 日に制定し、平成 18 年７月１日から施行されました。

その後、小規模特定事業における県外土砂や改良土の原則禁止、許可申請前の周辺住民等への周知義務化などを追加した改正を経て、今般、令和７年４月１日から宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の運用開始に伴い、名称を「芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（町土砂条例)」とする条例及び同条例施行規則を令和７年４月１日に施行しました。

この手引きは、土砂等の埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法や留意事項などを解説したものです。

条例の趣旨を十分理解していただき、土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に十分留意され、適正な土砂等での埋立て、盛土、堆積を行われるようお願いします。

◆令和７年４月１日施行土砂条例の主な改正内容

(1)　災害発生防止関連規定の削除

盛土規制法が芳賀町土砂条例の規制内容を包含しているため、「災害発生防止」関連規定は条例から削除した。

(2)　許可制の見直し

「災害発生防止」については許可制により構造上の基準等の確認を行い、「土壌汚染の防止」については許可後の届出等によって確認を行ってきた。

災害発生防止関連規定の削除に伴い、許可制は廃止し、事業計画等の事前提出（届出）を求める。

※　条例名を「芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」に改正。

【参考】

○盛土規制法

・令和３年７月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したこと、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることから、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、令和５年５月 26 日に施行された。

・盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、都道府県知事等の指定した規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県知事等の許可等が必要となる。

・栃木県においては、令和７年４月１日から法律による規制が開始となる。

Ⅰ　本条例における届出制度の概要

◇　**小規模特定事業の届出から事業終了までの大きな流れを以下に示しました。**

1　届出までの流れ

土砂等の埋立て等を行おうとする者

土砂等の埋立て等：土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く）を行う行為
小規模特定事業　：土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満である事業
一時堆積事業　　：他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業

↓

小規模特定事業（一時堆積事業を含む）に該当するか

↓

事業区域に法令等の制約はないか。

→ 【検討事項】
法令等や地目等の制約の有無を確認してください。
・法令等の制約の有無　（盛土規制法、農地法、森林法、文化財保護法等）
・地目等の制約の有無　（青地、赤道、水路、農地、山林等）

↓

届出制度の適用除外とされるものに該当するか

→ 【適用除外（３条ただし書き各号）】
①国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの
②採石法、砂利採取法等の許認可等を受けた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行うもの
③採石法又は砂利採取法の認可を受けた採取計画に従って行うもの
④土壌汚染対策法の指定区域内で行うもの
⑤非常災害のために必要な応急措置として行うもの

↓

届出手続（３条）

→ **小規模特定事業の届出は事業開始の14日前までに行う必要があります。**
他法令の許可申請等の手続と並行して、芳賀町 環境課に小規模特定事業の相談をお願いします。

2　小規模特定事業施工時の義務

【全ての事業者が行うもの】

①土砂等の搬入の届出（８条）	→	採取場所ごと、かつ5,000㎥ごとに土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付
②土砂等管理台帳の作成及び土砂等の量等の報告（９条）	→	土砂等の搬入・搬出量等を記載する。 ６か月（一時堆積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内（完了時等はその届出時）
③水質検査等の実施及び結果報告（10条）	→	６か月（一時堆積事業は３か月）ごとに当該６か月（３か月）を経過した日から２週間以内
④関係書類の縦覧（11条）		
⑤標識の掲示等（12条）		
⑥搬入車両への表示（12条の２）		

【必要に応じて行うもの】

①事前変更届出（４条１項）	→	小規模特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出
②事後変更届出（４条２項）	→	氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出

3　小規模特定事業の完了

小規模特定事業の完了

完了の届出（13条１項）
＋
土砂等の量等の報告（９条２項）

水質検査等の実施及び結果報告（13条２項）

Ⅱ　小規模特定事業を実施する方への留意事項

1　小規模特定事業について

(1)　小規模特定事業（条例第２条第２号）

開発行為や宅地造成等において、当該事業区域外から搬入した土砂等で埋立て等を行う場合が対象となる（当該事業区域内の切土・盛土で土工工事を実施する場合は対象外となるが、隣接地であっても外部から搬入すれば対象となる。）。このうち土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500㎡以上3,000 ㎡未満の事業が小規模特定事業に当たり、小規模特定事業を開始する日の14日前までに町に届出を行う必要がある。

(2)　小規模特定事業区域（条例第３条第１項）

小規模特定事業区域の面積は、土砂等の埋立て等の用に供する区域の面積のことを指し、小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）の面積は含まない。

(3)　小規模特定事業場（条例第10条の２）

小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（区域外の搬入路、一時堆積場の保安地帯、事務所等）を指す。

(4)　事業規模の変更に伴う届出

事業規模を変更し、3,000 ㎡以上とする場合は、県条例の届出対象となるため、事前に県に届出を行う必要がある（既に町条例に基づき届出を行っている又は町条例の許可を受けている事業区域を拡張する場合は、町と県とで調整することとなるため、事前に相談すること。）。

2　土地利用関係法令等の確認

以下の関係法令等の適用の有無を事前に確認すること。

関係法令	確認を要する行為
盛土規制法	一定規模以上の盛土・切土を行う場合
農地法	農地転用（一時転用を含む。）する場合
森林法	山林等で立木の伐採や開発行為を行う場合
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地で工事等を行う場合

※ 上記以外の法令等の規制対象となる場合あり。

3　使用材料等

(1)　砕石や砂利は、土砂等には含まれないが、土砂等の埋立てと併せて埋立てに利用する場合には、全体として土砂条例の規制対象となる。

(2)　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、埋め立てることができない。

(3) 不溶化処理した汚染土壌及び汚染土壌を混合希釈することのみにより安全基準に適合することとなった土壌を小規模特定事業場内に搬入することはできない。

(4) 産業廃棄物である建設汚泥に中間処理を加えた後の物を埋立て材として再生化した製品（いわゆる「改良土」や「再生土」と呼ばれるもの）については、売買の形式を取っていたとしても、実質的に処分費に該当するほかの金銭等の授受があることで、逆有償の取引に該当すれば、廃棄物の処分に該当するので、取引や利用に際しては事前に相談すること。

4　土砂等搬入届の事前提出について

土砂等を搬入する前に、必ず土砂等搬入届を提出すること。

町では、土砂等が実際に搬入される前に、土砂等発生元証明書に記載のある現場責任者等に対して、工事の状況等について、原則として電話等により確認を行っているほか、状況により、発生元の現地確認を行うこととしている。

5　その他

(1) 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真、検査試料採取調書及び計量証明書は、採取場所ごとに作成する必要がある。一時堆積場から土砂等を搬入する場合は、当該一時堆積場又は一時堆積場に持ち込む前のおおもとの採取場所について作成された土砂等発生元証明書及び計量証明書等が必要となる（詳細は、p５「一時堆積場から特定事業場への土砂等の搬入について」を参照）。

(2) 排水の水質検査にあたって、自ら試料を採取する場合は、検査依頼機関に容器、採水量等を十分確認しておくこと。

(3) 小規模特定事業区域の表面をアスファルトや事業前に確保してあった表土で覆う場合は、小規模特定事業の完了手続終了後に実施すること。

一時堆積場から小規模特定事業場への土砂等の搬入について

小規模特定事業区域に土砂等を搬入する場合、土砂条例第８条に基づき土砂等搬入届を提出する必要があり、添付書類として土砂等発生元証明書及び計量証明書等を求めています。

一時堆積場から小規模特定事業場へ土砂等を搬入する場合は、当該一時堆積場を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することとなりますが、区分堆積がなされているなどしておおもとの工事等から搬出された土砂等が区別できている場合には、当該おおもとの工事等を発生元とした土砂等発生元証明書及び計量証明書等を添付することができます。

【例①】一時堆積場（区分堆積なし）※から搬入する場合

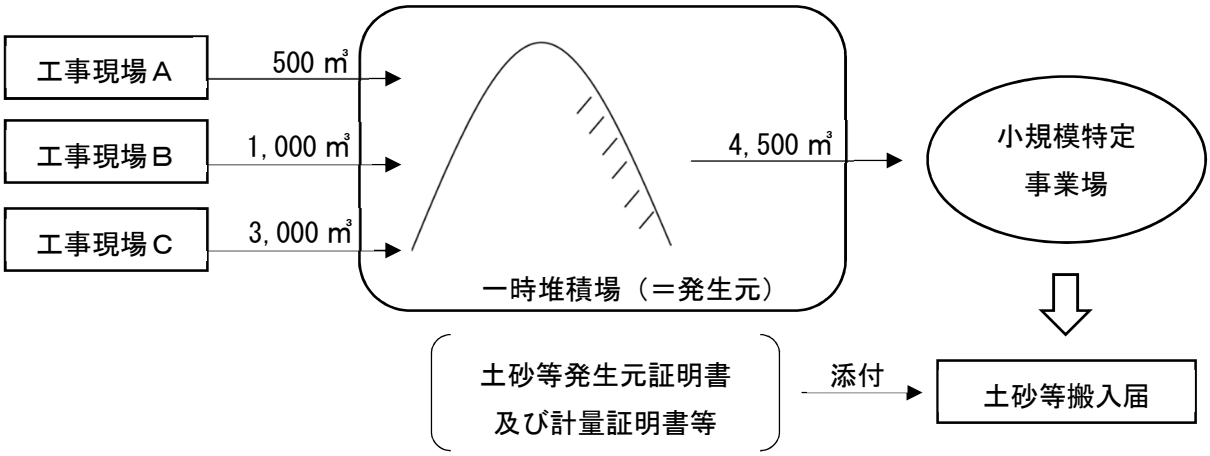

※　資源有効利用促進法においては、建設発生土の最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられております。搬出先を追えるようストックヤード（一時堆積場）において区分管理が必要とされているところ、ストックヤード運営事業者登録制度に基づく登録ストックヤードでは、工事現場ごとの区分管理が不要とされています。

【例②】一時堆積場（区分堆積あり）から搬入する場合

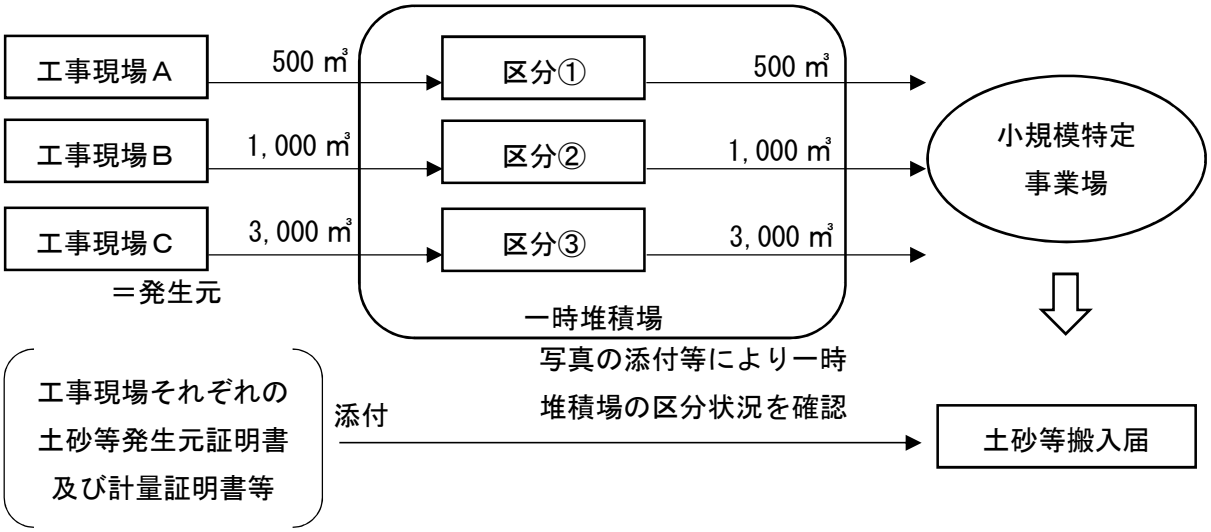

小規模特定事業届出後に行うこと（注意書）

小規模特定事業施工中

1　標識の掲示等（土砂条例第 12 条）

① 土砂等の埋立て等に関する標識（規則第 14 条で定める内容を記載）を掲示（p16～18 を参照）。

②小規模特定事業区域と区域外との境界を明らかにする表示を行う。

2　関係書類の縦覧（11 条）

小規模特定事業届など、町長に提出した書類の写しと土砂等管理台帳（別記様式第 10 号）を周辺住民や利害関係者に対して縦覧に供する。

3　周辺住民等への周知（10 条の２）

周辺住民や利害関係者に対して小規模特定事業の計画を周知するよう努める。

※他法令に基づき周知を行っている場合は、周知したものとみなす。

土砂等を搬入するとき

4　土砂等の搬入の届出（８条）

必ず土砂等を搬入する前に届出すること。

必要書類（p14 を参照）を添付し、土砂等搬入届（別記様式第７号）を提出。

なお、いわゆる改良土の搬入については、廃棄物処理法上問題がないことを確認する必要があるので、必ず事前に余裕をもって相談すること。

※土砂等発生元証明書（別記様式第８号）における発生元に対しては、町環境課が電話等で確認を行う。

※初回の土砂等の搬入時には町環境課が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。

5　変更の届出（４条）

①小規模特定事業の計画の変更（軽微な変更を除く）をする場合、事前に届出。（別記様式第５号）

②氏名・住所、土砂等の量等の軽微な変更については、変更後、遅滞なく届出。（別記様式第６号）

※土砂等搬入届提出により、小規模特定事業届に添付した「小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画」に変更がある場合には、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第６号）を提出（土砂等搬入届と併せて事前に提出可）。

6　搬入車両への表示（12 条の２）

搬入車両の見やすい箇所に規則第 13 条の２で定める内容を表示（p17、19 を参照）。

7　土砂等管理台帳の作成（９条１項）

土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第 10 号）を作成。

一時堆積事業においては、土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第 11 号）も作成。

８　土砂等の量等の報告（９条２項）

６月経過日から２週間以内に小規模特定事業状況報告書（別記様式第 12 号）に土砂等管理台帳の写しを添付して報告。

９　定期検査による水質検査等の実施及び結果報告（10 条１項）

①水質検査試料又は地質検査試料を採取して検査。なお、試料採取には町環境課が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。

②６月経過日から２週間以内に、小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第 14 号）により水質検査等結果を報告。

※　一時堆積事業においては、６月を３月に読み替えること。

搬入開始日から６月ごと

10-1　完了の届出（13 条１項）

小規模特定事業完了届（別記様式第 15 号）を提出。

10-2　土砂等の量の報告（９条２項）

小規模特定事業状況報告書（別記様式第 12 号）に土砂等管理台帳の写しを添付して、小規模特定事業完了届と併せて提出。

完了日から１５日以内

11　完了時の水質検査等の実施及び結果報告（10 条１項）

①水質検査試料又は地質検査試料を採取して検査。なお、試料採取には町環境課が立ち会うので、必ず事前に日程調整すること。

②小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第 14 号）で水質検査等結果を報告。

※　アスファルトや表土で覆う場合は、完了時の水質検査等結果報告後に行うこと。

完了届提出後

12　関係書類の保存（18 条）

小規模特定事業完了届等を提出した日から５年間、町長に提出した書類の写しを保存。

完了後

Ⅲ　小規模特定事業届出に必要な書類（チェック表）

小規模特定事業	レ	一時堆積事業	レ
1 目次		1 目次	
2 小規模特定事業届（別記様式第１号）		2 小規模特定事業（一時堆積事業）届（別記様式第３号）	
3 同　　上（別紙搬入計画等）			
4 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人登記事項証明書）		3 届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人登記事項証明書）	
5 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図		4 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図	
6 実測平面図		5 実測平面図（土砂等堆積最大）	
7 実測縦断面図		6 実測縦断面図（土砂等堆積最大）	
8 実測横断面図		7 実測横断面図（土砂等堆積最大）	
9 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書		8 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書	
10 小規模特定事業場公図（写し）		9 小規模特定事業場公図（写し）	
11 使用する土砂等の予定量の計算書			
12 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第２号）		10 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第２号）	
13 関係法令等の許認可等を受けていることを証する書面又は関係許認可等の申請の状況を明らかにした書面		11 関係法令等の許認可等を受けていることを証する書面又は関係許認可等の申請の状況を明らかにした書面	
例 盛土規制法（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の許可等）		例 盛土規制法（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積の許可等）	
農地法（農地転用許可等）		農地法（農地転用許可等）	
森林法（林地開発許可、伐採届）		森林法（林地開発許可、伐採届）	
文化財保護法（埋蔵文化財確認）		文化財保護法（埋蔵文化財確認）	
14 その他（　　）		12 その他（　　）	

Ⅳ　小規模特定事業届等作成要領

◇　添付書類等として作成する図面等については、他法令に基づく許可申請等の書類として提出するもので、同等の内容を確認できればそれらで代えることができる。

◇　他法令に基づく許可申請等の手続等が不要な小規模特定事業であっても、土砂条例上の手続や必要書類に相違はない。

1　小規模特定事業届（別記様式第１号）

◇　提出部数は、２部とする。

届出書類は正本１通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

◇　届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【小規模特定事業届出関係】

(1)　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可）。

(2)　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3)　小規模特定事業に供する施設の設置計画

1/500 程度でＡ0～Ａ4 の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の位置を明示すること。）（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

(4)　小規模特定事業の目的

小規模特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。

(5)　小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地

小規模特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。

(6)　現場管理責任者の氏名

施行規則第 16 条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(7)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

土砂等の量を積算した計算書の量を記載し、各土砂等の採取場所からの搬入予定量の合計に概ね合致すること。

(8)　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

(9)　小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造

事業の前後の構造が判別できる 1/500 程度の断面図であること。
（添付書類(14)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）

※　届出後、実際に小規模特定事業を開始するまでの間に現地の地形に手を加えるなどして、現地の実情が、事業開始前の図面と異なる状態になると、変更届の提出を求める場合があるので注意すること。

（10）小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画（**別紙**）

搬入土砂等の区分は、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成３年建設省令第 19 号）及び「発生土利用基準について」（平成 18 年８月 10 日付け国土交通省通達）によるものであること。

【添付書類関係】

（11）届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

マイナンバーカードの写しは表面のみとする。

住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前３月以内に発行したものに限る。

（12）小規模特定事業場の位置図

1/10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

（13）小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

（14）小規模特定事業場の平面図及び断面図

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として 1/250 ～1/500 程度の図面とする。）

なお、保安距離が設けられている場合は、平面図と断面図が対応していることとする。

（15）小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前３月以内に発行したものに限る。

（16）小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとすること。

（17）小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書

（18）小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

（別記様式第２号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度５km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等)。

(19) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等とする。

(20) その他

１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

２　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第３号）

◇　提出部数は、２部とする。

届出書類は正本１通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

◇　届出書類は、フラットファイル、ファイルケース等で製本すること。

【小規模特定事業届出関係】

(1)　小規模特定事業場の位置

小規模特定事業場の地番を全て記載すること（別紙で記載することも可)。

(2)　小規模特定事業場及び小規模特定事業区域の面積

実測面積を記載すること。また、実測の求積図等を添付すること。

(3)　小規模特定事業に供する施設の設置計画

1/500 程度でＡ0～Ａ4 の大きさで図面を作成しその位置を明示すること。（土砂等の搬入路、排水溝及び排水枡等の施設等（小規模特定事業場内に事務所を設置する場合は、事務所を含む。）の位置を明示すること。)（添付書類(17)の断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。)

(4)　小規模特定事業の目的

小規模特定事業終了後の土地利用の方法等を記載すること。

(5)　小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地

小規模特定事業の施工に関する問合せ先を記載すること。

(6)　現場管理責任者の氏名

施行規則第 16 条に規定する現場管理責任者の職務を遂行できる者を任ずること。

(7)　小規模特定事業の期間

小規模特定事業を行う期間を記載すること。

(8) 小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量

土砂等の年間及び１日平均の搬入及び搬出の予定量を記載すること。

(9) 小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造

1/500 程度で土砂等の堆積が最大となった時の堆積の構造を平面図及び断面図で示すこと。

なお、断面図には、各縦横断部において盛土が最大となる位置を記載すること（添付書類(17)の平面図及び断面図に同等の内容が記載されていればこれに代えることができる。）。

【添付書類関係】

(10) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（マイナンバーカード）の写し（法人の場合にあっては、商業登記事項証明書）

マイナンバーカードの写しは表面のみとする。

住民票の写し又は商業登記事項証明書を提出する場合、届出日前３月以内に発行したものに限る。

(11) 小規模特定事業場の位置図

1/10,000 程度で道路、地勢等周辺の状況が判明できるものとする。

(12) 小規模特定事業場の付近の見取図

1/500 程度で小規模特定事業場の周辺の状況が判明できるものとする。

(13) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書

届出日前３月以内に発行したものに限る。

(14) 小規模特定事業場の公図の写し

小規模特定事業場を明示し、謄写した法務局名、作成年月日及び作成者氏名を記載し、作成者の押印がなされているものとすること。

(15) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

（別記様式第２号）

土砂等の埋立て等によって生ずる、粉じん、騒音、振動等に係る防止措置について具体的に記載すること（例：散水車による散水、場内走行速度５km/h 以内、搬入・搬出車両の通行時間帯の制限等）。

(16) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面

当該行為の許認可等の通知書等とする。ただし、許認可等の決定がなされていない場合にあっては、申請書の写し（提出先の受付印のあるものに限る。）等とする。

（17）小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）

形状の変化が確認できるピッチ及び縮尺の平面図及び縦横の断面図とする。（原則として 1/250 ～1/500 の図面とする。）

なお、保安距離は、平面図と断面図が対応していることとする。

（18）その他

１つの図面に２つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記すること。

３　小規模特定事業変更届（別記様式第５号）

◇　提出部数は、２部とする。

届出書類は正本１通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

【変更届関係】

（1）　変更する事項について、変更前と変更後の内容及び理由を記載すること。

【添付書類関係】

（2）　変更事項に応じた書類を添付すること。

（3）　小規模特定事業届に用いた図面と同一の縮尺の図面とし、変更前後の内容が判明できるものであること。

４　小規模特定事業軽微変更届（別記様式第６号）

◇　提出部数は、１部とする。

【変更届関係】

以下の事項に該当する軽微な変更をしたときは、遅滞なく軽微変更届を提出すること。

（1）　届出者の氏名及び住所
（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）　小規模特定事業に使用される土砂等の量
（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る）

（3）　採取場所若しくは搬入計画
（「小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書」は搬入計画には含まれない）

（4）　現場管理責任者

５　土砂等搬入届（別記様式第７号）

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　土砂等の採取場所ごとに作成すること。

(2)　５，０００m³ごとに１通作成すること。

(3)　土砂等の運搬事業者名

事業者が複数の場合は、全ての事業者を記載すること。

(4)　添付書類について

・土砂等発生元証明書

・搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図、現場写真

・検査試料採取調書、計量証明書（原則、発行日から６か月以内のものに限る。）

※ 土砂等発生元証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

６　土砂等発生元証明書（別記様式第８号）

※ 土砂等の発生元の事業者が発行するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　５，０００m³ごとに１通作成すること。

(2)　土砂等発生元証明書の宛名

小規模特定事業届出者となる。

(3)　当該工事等に係る土砂等発生量

当該工事等施工場所から発生する総予定量を記載し、かっこ内に当該発生場所から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。

(4)　発生土砂等運搬契約者

土砂等の発生場所から該当小規模特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。

７　検査試料採取調書（別記様式第９号）

※ 実際に検査試料の採取を行った者が記載するものであること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　検体区分欄の番号等は、当該調書に係る計量証明書の発行番号と一致すること。

(2)　当該調書に係る計量証明書を作成するために行う地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと（施行規則第10条第１項）。

(3)　当該調書に係る計量証明書は、計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者が、発行するものであること。

８　土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第１０号）

※ 小規模特定事業の土砂等について、採取場所ごとに作成すること。

(1)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

（一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量）

小規模特定事業届出時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。（変更があった場合は、変更後の量）

(2)　土砂等の採取場所に係る工事等の内訳

採取場所に係る工事等の名称を記載すること。

工事等に係るものでない場合は、「○○会社土取り場」など、採取場所に係る具体的な内容を記載すること。

９　土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第１１号）

※ 一時堆積事業の場合のみ作成すること。

(1)　小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量

小規模特定事業届出時に積算した、小規模特定事業に使用される土砂等の量を記載すること。（変更があった場合は、変更後の量）

(2)　小規模特定事業場等への搬出

①　搬出先の直下の欄には、当該一時堆積場から搬出する場所を記載すること。

②　搬出先に対応する各日付欄には、当該搬出先への１日当たりの搬出量を記載すること。

10　小規模特定事業状況報告書（別記様式第１２号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第１０号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　小規模特定事業に使用される土砂等の量

実施済量については、採取場所ごとの累計量の合計に一致すること。

(2)　今回報告量

報告に係る期間（６月間）に搬入された量を記載すること。

(3)　累計量

前回累計量に今回報告量を加えた量になること。

11　小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第１３号）

※ 当該報告書には、土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第１０号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第１１号）の写しを添付すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　前回までの処分残量

前回の報告時に、搬出されないで残っている量を記載すること。

(2)　完了時の報告においては、前回までの処分残量に搬入量を加えた量が全て搬出され、処分残量が０になっていること。

12　小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第１４号）

※ 当該報告書には、採取した試料（水質又は地質）の検査試料採取調書（別記様式第９号）及び計量証明書を添付し、施行規則第 12 条の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に報告すること。

※ 水質検査による場合の注意点

対象とする水質は、届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水であることに注意すること。

◇　提出部数は、１部とする。

(1)　水質検査による場合は、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号。）に定める測定方法により行うこと（施行規則第 10 条第１項）。

(2)　地質検査による場合は、施行規則第 11 条第１項第２号及び第３号の規定により採取・作成された試料について、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと（施行規則第 11 条第１項第３号）。

(3)　当該報告書に添付される検査試料採取調書に係る計量証明書は、計量法第 107 条の登録を受けた計量証明事業者が発行するものであること。

(4)　当該報告書、検査試料採取調書及び計量証明書は原本を確認するので、原本を提出すること。

13　小規模特定事業完了届（別記様式第１５号）

◇　提出部数は、２部とする。

届出書類は正本１通のほかは写しでよい。なお、届出者の控えは、提出部数とは別に用意すること。

◇　完了した特定事業区域の現況が分かる平面図、縦横断面図を添付すること。

14　その他

(1)　標識の掲示

小規模特定事業が施工されている間は、小規模特定事業場の見やすい場所に以下の項目を記載した標識を掲げること。なお、（標識：例）を参照のこと。

1)　小規模特定事業届出年月日

2)　小規模特定事業の目的

3)　小規模特定事業場の所在地

4） 小規模特定事業の届出者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号
5） 小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号
6） 現場管理責任者の氏名
7） 小規模特定事業の期間
8） 小規模特定事業区域の面積
9） 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）
10）特定事業場の見取図

(2) 車両の表示

土砂等を搬入しようとするときは以下の項目を記載した表示をすること。なお、(車両表示：例）を参照のこと。

1） 小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
2） 小規模特定事業区域の所在地
3） 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称）
4） 小規模特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名（法人にあっては、名称）

参考①（標識：例）規則第13条に基づく標識例

90cm以上

土砂等の埋立て等に関する標識			
小規模特定事業届出年月日	年　月　日		
小規模特定事業の目的			
小規模特定事業場の所在地			
小規模特定事業の届出者の住所、氏名及び電話番号	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
	電話番号		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地及び電話番号	所在地		
	電話番号		
小規模特定事業の期間	年　月　日～　年　月　日		
小規模特定事業区域の面積		小規模特定事業場の見取図	
小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量）			
現場管理責任者の氏名			

70cm以上

↑
50cm以上
↓

参考②（車両表示：例）規則第13条の２に基づく表示例

土砂等搬入車両

○搬入先（小規模特定事業区域）

【１００ポイント以上】

芳賀町大字祖母井○○ ほか

○小規模特定事業届出者

㈱はが土砂

【６０ポイント以上】

○土砂等搬入事業者

㈲残土運送

【６０ポイント以上】

Ⅴ　条例・規則等

◇　芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例・施行規則

条　例	規　則
芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成18年芳賀町条例第20号） 〔沿革〕　制定　平成18年 3月15日　条例第20号 改正　平成22年 3月 5日　条例第16号 改正　平成24年 3月 9日　条例第15号 改正　令和 3年12月 2日　条例第29号 改正　令和 7年 3月 4日　条例第22号	芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号） 〔沿革〕　制定　平成18年 7月 1日　規則第30号 改正　平成19年10月 1日　規則第54号 改正　平成22年 3月16日　規則第10号 改正　平成23年 3月31日　規則第 9号 改正　平成23年 9月30日　規則第17号 改正　平成24年 3月29日　規則第 9号 改正　平成24年11月 8日　規則第25号 改正　平成25年 2月15日　規則第 3号 改正　平成27年 3月 6日　規則第 7号 改正　平成27年 6月 1日　規則第32号 改正　令和元年 6月19日　規則第15号 改正　令和元年12月13日　規則第20号 改正　令和 2年 6月15日　規則第35号 改正　令和 2年12月 9日　規則第47号 改正　令和 3年12月 2日　規則第25号 改正　令和 4年 3月10日　規則第 6号 改正　令和 4年 3月31日　規則第22号 改正　令和 5年 4月 4日　規則第26号 改正　令和 7年 3月14日　規則第 5号
（目的） 第１条 この条例は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。）その他の土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止を目的とする法令及び条例（以下「法令等」という。）と相まって、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。	（趣旨） 第１条　この規則は、芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成18年芳賀町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土砂等の埋立て等　土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着したもので廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物以外のものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第１項に規定する汚染土壌処理施設における土	（条例第２条第１号の規則で定める堆積） 第１条の２　条例第２条第１号で定める堆積は、次に掲げるものとする。 (1) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第１項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積 (2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で、町長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積 ２　前項第２号の規定による指定は、告示してしな

砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。）を行う行為をいう。 (2) 小規模特定事業　土砂等の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。以下この条において同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が５００平方メートル以上３，０００平方メートル未満であるものをいう。 (3) 小規模特定事業等　小規模特定事業及び土砂等の埋立て等に供する区域以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が５００平方メートル未満であるものをいう。 （事業者の責務） 第２条の２　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策に協力する責務を有する。 ２　建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。 ３　土砂等を運搬する事業を行う者は、小規模特定事業等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、小規模特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。 （土地の所有者の責務） 第２条の３　土地の所有者は、小規模特定事業等による土壌の汚染のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。 （町の責務） 第２条の４　町は、小規模特定事業等による土壌の汚染の防止に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。 （県及び市町村との連携等） 第２条の５　町は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策	ければならない。

を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。	
（土砂等の安全基準等） 第２条の６　小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。 ２　安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。 ３　小規模特定事業等を行う者は、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。	（安全基準） 第１条の３　条例第２条の６第１項の安全基準は、別表の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。
（小規模特定事業の届出） 第３条　小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域（以下「小規模特定事業区域」という。）ごとに、当該小規模特定事業を開始する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業の計画を町長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。	（小規模特定事業の届出） 第１条の４　条例第３条の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業届（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。 (1) 届出者の住民票の写し又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の写し（法人にあっては、登記事項証明書） (2) 小規模特定事業場の位置図及び付近の見取図 (3) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） (4) 小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (6) 小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書（別記様式第２号） (7) 小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を必要とする場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 (8) その他町長が必要と認める書類 ２　前項の規定にかかわらず、条例第３条の届出をしようとする小規模特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う小規模特定事業（以下「小規模一時堆積事業」という。）である場合にあっては、当該届出をしようとする者は、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届（別記様式第３号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

	(1) 前項第１号、第２号、第４号、第６号及び第７号に掲げる書類 (2) 小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） (3) その他市町長が必要と認める書類
(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う小規模特定事業 (2) 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う小規模特定事業 (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定業 (4) 土壌汚染対策法第６条第１項又は第11条第１項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業 (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業	（公共的団体の範囲） 第２条　条例第３条第１号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。 (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第１項の規定により設立された土地開発公社 (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第１項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第２項の規定により認可された土地改良区連合 (6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第１項の規定により認可された土地区画整理組合 (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者 ２　前項第７号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記様式第１号）を町長に提出しなければならない。
(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの	（条例第３条第６号の規則で定める小規模特定事業） 第３条　条例第３条第６号の規則で定める小規模特定事業は、次に掲げるものとする。 (1) 植樹の用に供する目的で行う小規模特定事業 (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う小規模特定事業 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う小規模特定事業

	第４条から第６条まで　削除
（変更の届出） 第４条　前条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業の計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。 ２　前条の届出をした者は、前項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。	（変更の届出） 第７条　条例第４条第１項の規定による届出をしようとする者は、小規模特定事業変更届（別記様式第５号）に第１条の４第１項各号及び第２項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して、町長に提出しなければならない。 ２　条例第４条第１項の規則で定める軽微な変更は、届出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、小規模特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。）又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。 ３　条例第４条第２項の規定による届出は、小規模特定事業軽微変更届（別記様式第６号）を提出して行わなければならない。
第５条から第７条まで　削除	
（土砂等の搬入の届出） 第８条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して町長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。 (1)　当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に町長の承認を受けたものであるとき。 (2)　当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。 (3)　その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと町長が認めた場合	（土砂等の搬入の届出） 第８条　条例第８条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記様式第７号）を提出して行わなければならない。 ２　条例第８条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記様式第８号）とする。 ３　条例第８条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書（別記様式第９号）及び計量証明書（計量法（平成４年法律第51号）第110条の２第１項の規定による証明書をいう。以下同じ。）とする。 ４　前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。 ５　条例第８条第２号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。

（土砂等管理台帳の作成等） 第９条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等について、規則で定めるところにより、土砂等管理台帳を作成しなければならない。	（土砂等管理台帳等） 第９条　条例第９条第１項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (2) 小規模特定事業届出年月日 (3) 小規模特定事業場の位置及び小規模特定事業区域の面積 (4) 現場管理責任者の氏名 (5) 小規模特定事業に使用される土砂等の量（小規模特定事業が小規模一時堆積事業にあっては、当該小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量） (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名 (9) 小規模特定事業区域に搬入された土砂等の１日当たりの量 (10) 小規模特定事業区域から搬出された土砂等の１日当たりの量及び搬出先ごとの内訳（小規模一時堆積事業に係るものに限る。） ２　前項の土砂等管理台帳の様式は、次の各号に掲げる小規模特定事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 次号に掲げる小規模特定事業以外の小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号） (2) 小規模一時堆積事業である小規模特定事業　土砂等管理台帳（搬入用）（別記様式第10号）及び土砂等管理台帳（搬出用）（別記様式第11号）
２　第３条の届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該届出に係る小規模特定事業に使用された土砂等の量等を町長に報告しなければならない。	３　条例第９条第２項の規定による報告は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第13条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業状況報告書（別記様式第12号）を提出して行わなければならない。 ４　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第９条第２項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内（小規模特定事業を完了したときは、条例第13条第１項の規定による届出の時）に、小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書（別記様式第13号）を提出して行わなけれ

	ばならない。
（定期検査の報告等） 第10条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと町長が認めたときは、これを省略することができる。 ２　第３条の届出をした者は、前項の規定によるもののほか、当該届出に係る小規模特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を町長に報告しなければならない。	（水質検査） 第10条　条例第10条第１項の規定による水質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに試料を採取し、別表に掲げる項目並びに水素イオン濃度及び浮遊物質量について、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。 ２　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第10条第１項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに試料を採取し、前項に定める測定方法により行わなければならない。 ３　条例第13条第２項の規定による水質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に試料を採取し、第１項に定める測定方法により行わなければならない。 （地質検査） 第11条　条例第10条第１項の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から６月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。 (1)　地質検査のための試料とする土砂等の採取は、小規模特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点から５メートルから10メートルまでの４地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる２直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の４地点）の土壌について行うこと。 (2)　前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後混合し、１試料とすること。 (3)　地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表に掲げる項目ごとに同表に掲げる測定方法により行うこと。 ２　小規模特定事業が小規模一時堆積事業である場合にあっては、条例第10条第１項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模特定事業を開始した日から３月ごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。 ３　条例第13条第２項の規定による地質検査は、町長の指定する職員の立会いの上、町長が指定する期日に、第１項各号に掲げる方法により行わなければならない。

（水質検査等の報告）

第12条　条例第10条第１項及び第13条第２項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ小規模特定事業水質検査等報告書（別記様式第14号）に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1　第10条第１項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2　第10条第２項の水質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3　第10条第３項の水質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第10条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4　第11条第１項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から６月ごとに当該６月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第１項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5　第11条第２項の地質検査	小規模特定事業を開始した日から３月ごとに当該３月を経過した日から２週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第２項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6　第11条第３項の地質検査	町長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第11条第３項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（周辺住民等への周知） 第10条の２　第３条の届出をした者は、当該小規模特定事業区域及び小規模特定事業に供する施設（以下「小規模特定事業場」という。）の周辺住民その他の利害関係を有する者に対し、当該届出に係る小規模特定事業の計画を周知するよう努めなければならない。	
（関係書類の縦覧） 第11条　第３条の届出をした者は、町長が指定する場所において、当該小規模特定事業が施工されている間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写し及び第９条第１項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。	
（標識の掲示等） 第12条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 ２　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業区域と当該小規模特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。	（標識） 第13条　条例第12条第１項の標識は、小規模特定事業が施工されている間、掲示しなければならない。 ２　条例第12条第１項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 小規模特定事業届出年月日 (2) 小規模特定事業の目的 (3) 小規模特定事業場の所在地 (4) 小規模特定事業の届出者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号 (5) 現場管理責任者の氏名 (6) 小規模特定事業の期間 (7) 小規模特定事業区域の面積 (8) 小規模特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量（小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量） (9) 小規模特定事業場の見取図
（土砂等の搬入車両への表示） 第12条の２　第３条の届出をした者は、車両を使用し、当該届出に係る小規模特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該小規模特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。	（車両への表示） 第13条の２　条例第12条の２の規則による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第１号に掲げる事項については日本産業規格Ｚ8305に規定する100ポイント以上の大きさの文字、同項第２号から第４号までに掲げる事項については日本産業規格Ｚ8305に規定する60ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。 ２　条例第12条の２の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 許可年月日及びその番号 (2) 小規模特定事業の目的

	(3) 小規模特定事業の届出者の氏名（法人にあっては、名称） (4) 小規模特定事業を行う者の氏名、住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
（小規模特定事業の完了） 第13条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。 ２　前項の届出をした者は、規則で定めるところにより、当該届出に係る小規模特定事業区域から当該小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査又は当該小規模特定事業区域の土壌の地質検査を行い、その結果を町長に報告しなければならない。ただし、当該水質検査又は当該地質検査を行う必要がないと町長が認めたときは、これを省略することができる。	（小規模特定事業の完了の届出） 第14条　条例第13条第１項の規定による届出は、小規模特定事業を完了した日から15日以内に、小規模特定事業完了届（別記様式第15号）を提出して行わなければならない。
第14条から第16条まで　削除	第15条　削除
（措置命令） 第17条　町長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 ２　町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者（前項に規定する者を除く。） (2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助け	

た者 （関係書類の保存） 第18条　第３条の届出をした者は、当該届出に係る小規模特定事業について第13条第１項の規定による完了の届出をした日から５年間、当該小規模特定事業に関しこの条例の規定により町長に提出した書類の写しを保存しなければならない。	
（現場管理責任者の義務等） 第18条の２　第３条の届出に係る小規模特定事業の施工を管理する者（以下「現場管理責任者」という。）は、当該小規模特定事業の施工に伴う土壌の汚染の防止に関し規則で定める職務を誠実に行わなければならない。 ２　第３条の届出に係る小規模特定事業の施工に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要があると認めてする指示に従わなければならない。	（現場管理責任者の職務） 第16条　条例第18条の２第１項の規則で定める現場管理責任者の職務は、次に掲げるとおりとする。 (1)　小規模特定事業場において、小規模特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第８条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。 (2)　小規模特定事業に係る土壌の汚染があった場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。
（立入検査等） 第19条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 ３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	（身分を示す証明書） 第17条　条例第19条第２項に規定する証明書は、身分証明書（別記様式第16号）とする。
第20条　削除	
	（書類等の提出） 第18条　条例及びこの規則の規定により町長に提出すべき書類の部数は、１部とする。
（規則への委任） 第21条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	
（罰則） 第22条　第17条第１項又は第２項の規定による命令に違反した者は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰	

金に処する。 第23条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第３条又は第４条第１項の規定に違反して、届出をしないで小規模特定事業を行い、又は虚偽の届出をした者 (2) 第８条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者 (3) 第９条第１項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者 (4) 第９条第２項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (5) 第10条第１項又は第13条第２項の規定による検査を行わず、又はこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者 (6) 第19条第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者 (7) 第19条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第24条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第４条第２項又は第13条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第18条の規定に違反した者 （両罰規定） 第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「新条例」という。）の規定中新小規模特定事業（新条例第２条第２号に規定する事業をいう。以下同じ。）の許可等に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第４条の規定により申請がなされた新小規模特定事業について適用し、施行日前に改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条の規定により申請がなされた小規模特定事業（旧条例第２条第２号に規定する事業をいう。）については、なお従前の例による。

3　この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月５日条例第16号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月９日条例第15号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（令和３年12月２日条例第29号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例により許可を受け着手している土砂等の埋立てによる小規模特定事業等については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の日前に改正前の条例の規定によりなされた許可の申請に対する処分については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月４日条例第22号）

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年６月１日から施行する。

（第１条の規定による改正に伴う経過措置）

2　この条例の施行の際現に改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条の規

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成18年７月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定及び別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、現に発行されている改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第８条第３項の規定による地質分析結果証明書及び旧規則第12条の表第１項中の排水汚染状況測定結果証明書は、改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第８条第３項の規定による計量証明書とみなす。

3　新規則別表第２の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第４条の規定により申請がなされた小規模特定事業（条例第２条第２号に規定する事業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に条例第４条の規定により申請がなされた小規模特定事業については、なお従前の例による。

4　施行日前に旧規則改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定により調整された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附　則（平成19年10月１日規則第54号）

この規則は、平成19年10月１日から施行する。

附　則（平成22年３月16日規則第10号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月31日規則第９号）

（施行期日）

1　この規則は、平成23年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前にされた芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」という。）第３条（条例第４条第１項に係るものに限る。次項において同じ。）、第７条第１項又は第14条の２第１項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。

定によりされている許可については、当該許可に係る小規模特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る小規模特定事業に関する旧条例第３条の２及び第５条から第１９条までの規定の適用については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行の際現に旧条例第３条の規定によりされている許可の申請は、改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定によりされた届出とみなす。 ４　この条例の施行前に旧条例第３条の規定に違反して小規模特定事業を行った者については、旧条例第１７条第４項の規定は、なおその効力を有する。 ５　この条例の施行前にした旧条例第１６条第１項又は第１７条第１項から第５項までの規定による命令については、なお従前の例による。 ６　この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	３　この規則の施行の際現に条例第３条の許可を受けている者に対する当該許可の取消し又は当該許可に係る小規模特定事業（条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）の停止命令の基準に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。 附　則（平成23年９月30日規則第17号） この規則は、平成23年10月１日から施行する。 附　則（平成24年３月29日規則第９号） この規則は、平成24年４月１日から施行する。 附　則（平成24年11月８日規則第25号） この規則は、平成24年11月９日から施行する。 附　則（平成25年２月15日規則第３号） この規則は、平成25年４月１日から施行する。 附　則（平成27年３月６日規則第７号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（平成27年６月１日規則第32号） この規則は、平成27年６月１日から施行する。 附　則（令和元年６月19日規則第15号） この規則は、令和元年７月１日から施行する。 附　則（令和元年12月13日規則第20号） この規則は、令和元年12月14日から施行する。 附　則（令和２年６月15日規則第35号） この規則は、令和２年７月１日から施行する。 附　則（令和２年12月９日規則第47号） １　この規則は、令和３年４月１日から施行する。 ２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年芳賀町条例第20号）第２条第１号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和３年12月２日規則第25号） １　この規則は、公布の日から施行する。 ２　この規則の施行の際、現に芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関

	する条例（以下「条例」という。）による許可を受け着手している土砂等の埋立てによる小規模特定事業等及び条例の規定によりなされた許可の申請に対する処分については、なお従前の例による。 附　則（令和４年３月10日規則第６号） １　この規則は、令和４年４月１日から施行する。 ２　改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成18年芳賀町条例第20号）第２条第１号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。 附　則（令和４年３月31日規則第22号） １　この規則は、令和４年４月１日から施行する。 ２　この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。 附　則（令和５年４月４日規則第26号） １　この規則は、令和５年５月26日から施行する。 ２　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第８条第１項の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表第３の規定の適用については、なお従前の例による。 附　則（令和５年10月31日規則第40号） この規則は、公布の日から施行する。 附　則（令和７年３月14日規則第5号） １　この規則は、令和７年４月１日から施行する。 ２　改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に改正条例による改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成１８年芳賀町条例第２０号）第３条の規定により届出がされた小規模特定事業（改正条例による改正後の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）について適用し、同日前に改正条例による改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の

	発生の防止に関する条例第３条の規定により許可を受けた小規模特定事業（改正条例による改正前の芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第２条第２号に規定する小規模特定事業をいう。）については、なお従前の例による。

別表（第１条の３、第８条、第１０条、第１１条関係）

小規模特定事業等に使用される土砂等の安全基準

項　目	基　準　値	測　定　方　法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1又は2に掲げる場合にあっては、それぞれ1又は2に定めるところによる。） 1　規格65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2　規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65.の備考11のb）による場合に限る。）　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格61に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表3に掲げる方法
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法

備考

1　基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第46号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。

2　基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

4　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別記様式第１号（第１条の４関係）

（表）

小規模特定事業届

年　　月　　日

芳賀町長　様

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測）　　㎡ うち小規模特定事業区域の面積 （実測）　　㎡
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の量	土砂等の量 ㎥	
小規模特定事業の期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	
小規模特定事業が完了した場合の小規模特定事業区域の構造・・・・別添図面のとおり		
小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画・・・・別紙のとおり		

（裏）

添付書類	1　届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2　小規模特定事業場の位置を示す縮尺１万分の１以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限る。） 4　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 5　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 6　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 7　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 8　その他

（別紙）

小規模特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等					
	予定量 m^3	最大日量 m^3	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	備考
			～	～		

備考　搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１の区分を記載すること。

別記様式第２号（第１条の４関係）

小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書

項　　目	内　　容
１　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置	
２　騒音及び振動の防止措置	
３　交通安全等措置	
４　その他	

備考

１　粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等によって生ずる粉じんの周辺への飛散を防止する措置、小規模特定事業場における雨水等の排水に関する措置等を記載すること。

２　騒音及び振動の防止措置の欄については、土砂等の埋立て等よって生ずる騒音及び振動に対する措置、搬入車両等の騒音及び振動に対する措置を記載すること。

３　交通安全等措置の欄については、搬入車両の通行時における交通の安全を図る措置、搬入路の損壊を防止する措置等を記載すること。

別記様式第３号（第１条の４関係）

（表）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）届

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第３条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

小規模特定事業場の位置及び面積	地番	小規模特定事業場の面積 （実測）　　㎡ うち小規模特定事業区域の面積 （実測）　　㎡
小規模特定事業に供する施設の設置計画・・・・別添のとおり		
小規模特定事業の目的		
小規模特定事業の施工を管理する事務所の所在地	（電話番号）	
現場管理責任者の氏名		
小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量	年間の搬入予定量　　㎥　　１日平均　　㎥ 年間の搬出予定量　　㎥　　１日平均　　㎥	
小規模特定事業の期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	
小規模特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造・・・・別添図面のとおり		

（裏）

添付書類	1　届出者の住民票の写し又は個人番号カードの写し（法人にあっては、登記事項証明書） 2　小規模特定事業場の位置を示す縮尺１万分の１以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 3　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 5　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 6　小規模特定事業場の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。） 7　その他

別記様式第４号（第２条関係）

公共的団体認定申請書

年　　月　　日

芳賀町長　様

主たる事務所の所在地
申請者　名称及び代表者の氏名
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則第２条第２項の規定により、公共的団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

(1)　出資総額　　千円（　　年　　月　　日現在）

(2)　地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
合　　計	千円

２　土砂等の埋立て等に係る事業の実績

３　添付書類

(1)　定款又は寄附行為

(2)　登記事項証明書

(3)　事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

別記様式第５号（第７条関係）

（表）

小規模特定事業変更届

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第４条第１項の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

	変　更　後	変　更　前
変更する事項の内容		
変更の理由		

（裏）

添付書類	次に掲げる書類のうち添付してある書類について、○印を付すること。 1　小規模特定事業場の位置を示す縮尺1万分の1以上の図面並びに小規模特定事業場及びその周辺の状況を示す見取図 2　小規模特定事業場の平面図及び断面図（小規模特定事業の施工の前後の構造が確認できるものに限り、一時堆積事業にあっては、土砂等の堆積が最大となった場合の構造が確認できるものに限る。） 3　小規模特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し 4　小規模特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 5　小規模特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する計画書 6　小規模特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該許認可等を受けていることを証する書面又は当該許認可等の申請の状況を明らかにした書面 7　その他

別記様式第６号（第７条関係）

小規模特定事業軽微変更届

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業の計画について変更したいので、芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第４条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

変　更　事　項	
変　　更　　後	
変　　更　　前	
変 更 年 月 日	

備考　氏名又は住所の変更の場合にあっては住民票の写し又は個人番号カードの写しを、法人の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更の場合にあっては登記事項証明書を添付すること。

別記様式第７号（第８条関係）

土砂等搬入届

年　　月　　日

芳賀町長　様

届出者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届け出た小規模特定事業の計画について土砂等を搬入したいので、芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第８条の規定により、関係書類を添付して次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所	
地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の位置図及び土砂等の採取場所の現場写真・・・・別添のとおり	
土砂等の採取場所の工事名等	
地質検査の試料の採取状況・・・・別添のとおり	
地質検査の結果・・・・別添のとおり	
土砂等の安全基準適合性の有無	
土砂等の搬入予定量	m^3 うち今回の搬入量　　m^3
土砂等の搬入期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
土砂等の運搬事業者名	

別記様式第８号（第８条関係）

土砂等発生元証明書

年　　月　　日

様

住　　所

発生元事業者　事業者名
代表者又は現場責任者
電話番号

次の工事等から発生する土砂等について、次のとおり処分することといたしました。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工事等名	
工事等施工場所	
発注者	
工事等施工期間	年　月　日　～　年　月　日
当該工事等に係る土砂等発生量	m^3（うち処分契約量　m^3）
今回の証明に係る土砂等の量	m^3（５，０００m^3以内）
発生土砂等の計量証明書の有無	
発生土砂等の区分	
発生土砂等運搬契約者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
発生土砂等最終処分事業者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

備考　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再資源化の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

別記様式第９号（第８条関係）

検査試料採取調書

年　　月　　日

芳賀町長　様

住　　所
採取者　所　　属
職 氏 名
電話番号

別添計量証明書（地質・水質）の検査試料を次のとおり採取しました。

検 体 区 分	
報 告 区 分	地質（搬入・定期・完了） 水質（定期・完了）
採 取 年 月 日	
採取日の天候	
地質分析の場合の採 取 深 度	

備考　検体区分の欄には、この調書に係る計量証明書に記載された発行番号等を記載すること。

別記様式第10号（第９条関係）

土　砂　等　管　理　台　帳（搬入用）（　年　月分）

小規模特定事業届出者名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	小規模特定事業届出年月日 （小規模特定事業の期間）	小規模特定事業場の位置 （小規模特定事業区域の面積）	小規模特定事業に使用される土砂等の量 （小規模一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量） （㎥）	現場管理責任者氏名
	年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日）	（　　㎡）		

土砂等の採取場所（一時堆積場）	土砂等の採取場所の事業者の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	土砂等の採取場所に係る工事等の内容	土砂等の採取場所に係る工事等の責任者の氏名

日　付	土砂等の１日当たりの搬入量 （㎥）	備　　考
前月までの累　計		
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
計		
累　計		

備考

1　この土砂等管理台帳（搬入用）は、採取場所ごとに作成すること。

2　備考の欄には、土砂等搬入届出年月日を記入すること。

3　各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第11号（第９条関係）

土　砂　等　管　理　台　帳（搬出用）（　年　月分）

小規模特定事業届出者名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	小規模特定事業届出年月日 （小規模特定事業の期間）	小規模特定事業場の位置 （小規模特定事業区域の面積）	小規模特定事業に使用される土砂等の年間の搬出予定量（㎥）	現場管理責任者氏名
	年　月　日 （　年　月　日～　年　月　日）	（　　㎡）		

日　付	搬出先・土砂等の１日当たりの搬出量（㎥）				備　　考
	搬出先	搬出先	搬出先	計	
前月までの累　計					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計					
累　計					

備考　各欄に記入しきれない場合は、この様式に準じて別紙に記入し、添付すること。

別記様式第１２号（第９条関係）

小規模特定事業状況報告書

年　　月　　日

芳賀町長　様

報告者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
　　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
　　電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第９条第２項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日				
小規模特定事業区域の面積	㎡（うち実施済面積　　㎡）				
小規模特定事業に使用される土砂等の量	㎥（うち実施済量　　㎥）				
今回の報告に係る期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日				
採取場所・工事名等	搬入予定量 ㎥	前回累計量 ㎥	今回報告量 ㎥	累計量 ㎥	備　　考
合計					

別記様式第１３号（第９条関係）

小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
報告者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第９条第２項の規定により、小規模特定事業の状況を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日			
採取場所・工事名等	前回までの処分残量㎥	月　　日～　　月　　日		備　考
		搬入量　㎥	搬出量　㎥	

別記様式第１４号（第１２条関係）

小規模特定事業水質検査等報告書

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１０条第１項（第１３条第２項）の規定により、水質等の検査結果を次のとおり報告します。

小規模特定事業届出年月日	年　　月　　日
排水及び土砂等の採取場所・・・・別添図面及び現場写真のとおり	
水質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	
地質に係る計量証明書・・・・別添のとおり	

備考　不要な部分を線で消すこと。

別記様式第１５号（第１４条関係）

小規模特定事業完了届

年　　月　　日

芳賀町長　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
届出者　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例第１３条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模特定事業届出年月日	年　月　日
小規模特定事業の期間等	事業期間　　年　月　日～　　年　月　日 完了期日　　年　月　日

別記様式第１６号（第１７条関係）

（表）

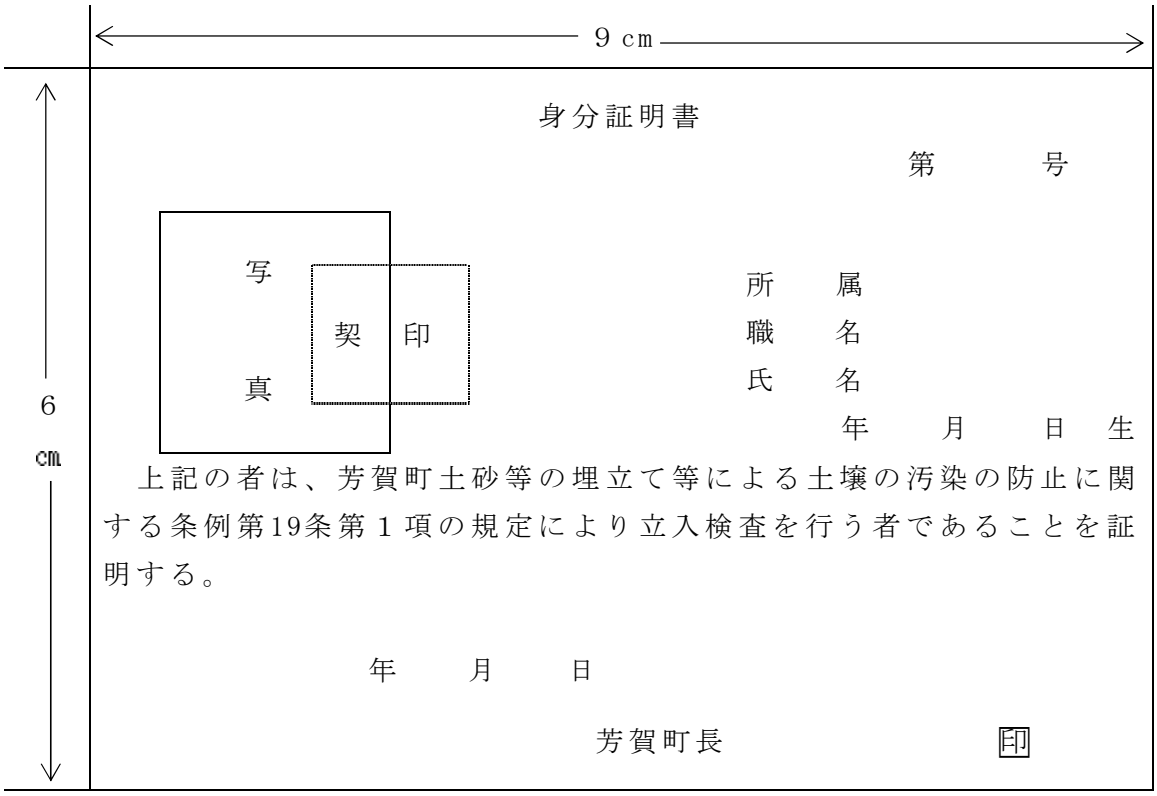

（裏）

芳賀町土砂等の埋立て等による土壌の
汚染の発生の防止に関する条例抜粋

（立入検査等）

第19条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者（土砂等を小規模特定事業区域に搬入した者又は土砂等の埋立て等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をすることを助けた者。以下同じ。）に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

参考　別記様式第１号（別紙）などにおける「土砂等の区分」について

・別記様式第１号（別紙）などにおける「土砂等の区分」欄は、下記条文を参考に記載すること。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

（平成３年建設省令第 19 号）

（この省令の趣旨）

第１条　この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成３年政令第 327 号）別表第２の第１欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

略

（再生資源の利用の原則）

第３条　建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

（建設発生土の利用）

第４条　建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第１の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

２　前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。

３　発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

略

（再生資源の発生した工事現場での利用）

第８条　建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第１（第４条関係）

第１種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第２種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第３種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

以下略

国官技第１１２号
国官総第３０９号
国営計第　５９号
平成１８年8月１０日

大臣官房官庁営繕部計画課長
都市・地域整備局都市計画課長
河川局河川計画課長
道路局国道・防災課長
港湾局建設課長
航空局飛行場部建設課長
海上保安庁総務部主計管理官
各地方整備局企画、営繕、港湾空港部長
北海道開発局事業振興、営繕、港湾空港部長
沖縄総合事務局開発建設部長
各地方航空局次長
各地方航空交通管制部次長等
国土技術政策総合研究所企画部長
国土地理院企画部長
国土交通大学校総務部長
航空保安大学校校長　あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

大臣官房官庁営繕部計画課長

発生土利用基準について

標記について、別紙の通りとりまとめたので、本基準に基づき発生土の適正な再生利用を図られたい。

また、「発生土利用基準について」（平成１６年３月３１日付国官技第３４１号、国官総第６６号）は廃止する。

（別紙）

発生土利用基準について

１．目　的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

２．適　用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

３．留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

４．土質区分基準

（１）土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、**表－１**に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

（２）土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、**表－２**に示す土質区分判定のための調査試験方法を標準とする。

５．適用用途標準

発生土を利用する際の用途は、土質区分に基づき、**表－３**に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に即して対応されたい。

６．関連通達の廃止

本通達の発出に伴い、「発生土利用基準について」（国官技第３４１号、国官総第６６９号、平成 16 年 3 月 31 日）は廃止する。

表−１　土質区分基準

区分 （国土交通省令）*1)	細区分*2),3),4)	コーン指数 q_c*5) （kN/m²）	土質材料の工学的分類*6),7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質　{記号}	含水比 （地山） w_n(%)	掘削 方法
第１種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	−	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	−	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、１ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、２ランク下の区分とする。
			砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
	第１種改良土*8)		人工材料	改良土 {I}	−	
第２種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第 2a 種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	−	
	第 2b 種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	−	
	第２種改良土		人工材料	改良土 {I}	−	
第３種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの）	第 3a 種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	−	
	第 3b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	−	
	第３種改良土		人工材料	改良土 {I}	−	
第４種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第３種建設発生土を除く））	第 4a 種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	−	
	第 4b 種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	−	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第４種改良土		人工材料	改良土 {I}	−	
泥土*1),*9)	泥土ａ	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	−	
	泥土ｂ		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	−	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	泥土ｃ		高有機質土	高有機質土 {Pt}	−	

＊１）　国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成 13 年 3 月 29 日　国交令 59、　建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令　平成 13 年 3 月 29 日　国交令 60）においては区分として第１種～第４種建設発生土が規定されている。

＊２）　この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

＊３）　表中の第１種～第４種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第３種改良土は、第４種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数 400kN/m² 以上の性状に改良したものである。

＊４）　含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

＊５）　所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表―２参照）。

＊６）　計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（(社) 地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

＊７）　土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

＊８）　砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

＊９）　・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について　昭和 46 年 10 月 16 日　環整 43　厚生省通知）

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について　平成 13 年 6 月 1 日　環廃産 276　環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合**「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）**を適用するものとする。

表-2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

＊1）改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
＊2）1層ごとの突固め回数は、25回とする。（参考表参照）

表-３　適用用途標準（１）

区分＼適用用途		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第２種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの）	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第４種建設発生土（粘性土及びこれらに準ずるもの）	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第４種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

[評　　価]

◎：そのままで使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。
○：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

（土質改良の定義
含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。
粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。
機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。
安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。）

[留意事項]

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。
細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。
礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。
粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。
透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。
表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。
施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。
淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域の pH が上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備　　考]

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。
※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。
※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-３　適用用途標準（２）

区分＼適用用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第２種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第２種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの）	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第３種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第４種建設発生土（粘性土及びこれらに準ずるもの）	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第４種改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土a	○		○		○		○	
	泥土b	△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		△	

表-３　適用用途標準（３）

区分＼適用用途		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立※2	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第１種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるもの）	第１種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第１種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第２種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの）	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第２種改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第３種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの）	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第３種改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第４種建設発生土（粘性土及びこれらに準ずるもの）	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第４種改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
泥土	泥土a	△		○		○	
	泥土b	△		△		○	
	泥土c	×		×		△	

参考表　コーン指数（qc）の測定方法

*「締固めた土のコーン指数試験方法(JIS A 1228)」(地盤工学会編「土質試験の方法と解説　第一回改訂版」pp.266-268)をもとに作成

供試体の作製	試料	4.75mm ふるいを通過したもの。 ただし、改良土の場合は 9.5mm ふるいを通過させたものとする。
	モールド	内径　100±0.4mm 容量　1,000±12 ㎤
	ランマー	質量　2.5±0.01kg
	突固め	3 層に分けて突き固める。各層ごとに 30±0.15cm の高さから 25 回突き固める。
測定	コーンペネトロメーター	底面の断面積 3.24 ㎠、先端角度 30 度のもの。
	貫入速度	1cm/s
	方法	モールドをつけたまま、鉛直にコーンの先端を供試体上端部から 5cm、7.5cm、10cm 貫入した時の貫入抵抗力を求める。
計算	貫入抵抗力	貫入量 5cm、7.5cm、10cm に対する貫入抵抗力を平均して、平均貫入抵抗力を求める。
	コーン指数（qc）	平均貫入抵抗力をコーン先端の底面積 3.24 ㎠で除する。

注）ただし、ランマーによる突固めが困難な場合は、泥土と判断する。